

私たちが実現してきたこと・臨時採用教員の社会保険継続・採用試験の選考基準の公表・市町採用教員の年次有給休暇取得など

新規採用おめでとうございます

快適職場をつくり、よりよい教育を行うために 全栃木教職員組合(全教栃木)への加入を呼びかけます

栃木県の教職員に採用されたみなさん、私たちは県内の公立学校の教職員で組織する労働組合（地方公務員法では「職員団体」）である全栃木教職員組合（全教栃木）です。全日本教職員組合（全教）に加盟して、私たちの切実な要求実現やゆきとどいた教育をすすめることを目指して、関東や全国の仲間とも活動しています。



1月に開催した青年部の学習会

全教は日本国憲法を尊重します

「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を保障」する教育をめざして

私は、日本国憲法を尊重し、教育基本法に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として職務上の秩序を守り誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

みなさんは赴任校の校長先生に対し、上記のサービスの宣誓を行いました。すべての公務員は「宣誓書に署名しこれを朗読してからでなければ、その職務を行つてはならない」（職員のサービスの宣誓に関する条例）とされているほど、この宣誓は重要な意味をもっています。

日本国憲法第26条は、教育について「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定しています。この条文を受け、私たちはすべての子どもの「人格の完成」（教育基本法第1条）をめざして教育活動にあたらなければならないし、そのような教育活動は、宣誓をさせた教育委員会、校長先生たちが先頭に立ってリードすべきだと考えています。

教職員には校内研修や初任者研修が行われますが、全栃木教職員組合は組合の活動として学ぶ機会を設けています。上の写真はこの1月に実施した青年組合員の学習会に撮影したものです。この会に参加した新規採用の小学校女性教諭は「組合は職場では学べない学習会などにも参加することができて、少しずつスキルアップになっている」と感想を寄せています。

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障を

私たち教職員組合の活動の根拠は、上記憲法第28条です。私たち「勤労者」にとって、労働組合を結成してその働く条件を改善することは、日本国憲法の実現する活動

勤務時間や主な休暇

勤務時間 7時間45分 休憩時間 45分（この時間に給与は支払われていません。） 年次有給休暇 20日（この休暇取得は管理職の承認事項ではありません。） 生理休暇 労働基準法でも認められている休暇です。
傷病休暇 病気（かぜなど）やけがで働けないときに取得できます。連続して7日をこえると診断書が必要になります。
公務災害：公務中のケガと公務による病気の発症 公務災害（いわゆる労災）として申請をしてください。公務災害かどうかを決定する権限は校長先生にはありません。手続きは事務職員にお願いしてください。なお、指定医療機関で公務災害として治療を受ける場合には、窓口負担はありません（ただし、後に公務外と認定された場合には、自己負担になります）。

でもありません。労働者にこのような権利が認められているということは、これらの権利を行使すること無しには、私たちは幸福になれないということを意味します。

また、私たち教職員の働く条件は、子どもたちにとっての教育条件でもあります。例えば、今日からみなさんが働く学校の教育条件に、みなさんは欠くことができない存在です。だから、私たちは教職員の人事についても、一人の問題とせず組合として対処することもあります。また、パワーハラスメントについても、組合として校長や教育委員会に是正を求めることもしました。

昨年度の県教育委員会との交渉で、私たちが臨時採用教職員の年次有給休暇の繰り越しを求めると、「この要求について、組合と課題は共有している」として、私たちの要求を認めました。（昨年度の交渉では、採用試験履歴書記入の簡素化も認められました）県教委も教職員組合の意見や要求に耳を傾けながら、教育条件の改善に努めています。

加入するなら、ぜひ全教栃木に どの団体に加入する、しないも自由です！

先に感想を紹介した女性教諭は、「組合に入っていない先生に『どうして生き生きしているの？』と聞かれたら、『全教という組合があるから』と話していきたい」と語っています。昨年夏には、インターネットを通じて「東京では東京都教職員組合でお世話になっていました。しかし、栃木に来て、恥ずかしながらわけのわからないまま栃木県教職員協議会（栃教協）に入ってしまったら、全教のことを気にしつつも時間が過ぎてしまいました。所属している民間研究団体で日体大の先生からの誘いもあったので全教に加入したい」と小学校女性教諭が加入しました。やはり、教職員のためにがんばっている組合は、全日本教職員組合であり、その加盟組織である全栃木教職員組合であることをしっかり理解していたから加入を申し込んだのです。

全栃木教職員組合への加入を心から呼びかけます。

カレーを食べながら、子どものこと、職場のこと、組合のことを語りましょう

全教栃木は組合に加入したい、活動を知りたい、あるいは教育活動に関して話がしたい人を対象に、以下のような交流会を実施します。会費は無料です。

日時 4月16日(土)午前11時～午後3時(何時に来て、何時に帰ってもOKです)

会場 全栃木教職員組合(住所は下記のとおり)

参加を希望する方は、組合にメールで申し込みを。

全栃木教職員組合（略称 全教栃木）

執行委員長 桑川 祥一（壬生町立南犬飼中学校教諭）

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 2F

TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

URL <http://www.zenkyotcg.org> E-mail info@zenkyotcg.org

職員団体（組合）に加入、あるいは加入しないことを理由にして、教育委員会や管理職が不利益な扱いをすることは、地方公務員法で禁じられています。